

許可番号 09713009356

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー

代表取締役 楨岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを  
第14条の2第1項  
証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 平成30年9月20日

許可の有効年月日 平成35年9月19日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧繊維くず ⑨金属くず ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

余 白

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以 下 余 白

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：香川県高松市香西東町299番1、297番5、252番5、252番2、297番2、297番1 以上

面積：20㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃プラスチック類 ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 以上

積替えのための保管上限：9.6㎡

積み上げることができる高さ：屋内保管であるため制限なし。

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
水銀使用製品産業廃棄物	(1)

以上

以下 余 白

